

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月4日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料に関する規定を削除するため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項を次のように改める。

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料

個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。）

1枚につき 800円

- (1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。
- (2) 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。
- (3) 国外転出により個人番号カードを返納したこと。
- (4) 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <p>1 - 5 (略)</p> <p>6 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 関係手数料</u></p> <p><u>個人番号カードの再交付手数料 (次に掲げる理由による再交付を除く。) 1 枚につき 800 円</u></p> <p>(1) <u>個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。</u></p> <p>(2) <u>個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>(3) <u>国外転出により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>(4) <u>記載事項の変更 (特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。) により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>7 - 12 (略)</p>	<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <p>1 - 5 (略)</p> <p>6 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 関係手数料</u></p> <p>(1) <u>通知カードの再交付手数料 (追記欄の余白がなくなったとき又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外転出により返納したときの再交付を除く。) 1 枚につき 500 円</u></p> <p>(2) <u>個人番号カードの再交付手数料 (次に掲げる理由による再交付を除く。) 1 枚につき 800 円</u></p> <p>ア <u>個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。</u></p> <p>イ <u>個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>ウ <u>国外転出により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>エ <u>記載事項の変更 (特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。) により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>7 - 12 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

国をはじめとして本市においても、市民の利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として社会保障・税番号制度の導入を推進するため、マイナンバーカードの取得促進に努めています。

現在、個人番号の通知カードは、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別等が記載され、マイナンバーを証明する書類として使用することができます。

マイナンバーカードの更なる取得促進を図るため、令和元年5月31日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の中で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正（令和2年5月25日施行）され、通知カードが廃止されました。

2 条例改正の概要

通知カードを紛失したこと等により再交付するときの手数料については、各自治体が条例で定めており、本市では、再交付手数料として1枚につき500円と定めています。

個人番号の通知カードの廃止に伴い、秦野市手数料条例の一部を改正し、この規定を削除するものです。

3 改正による影響・効果

通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致していない場合は、マイナンバーを証明する書類として使用することができなくなります。証明が必要な場合は、マイナンバーを記載した住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書を提出するか又はマイナンバーカードを提示する必要があるため、マイナンバーカードの取得促進が期待されます。

4 施行期日

公布の日